

第 36 号議案志免町歴史資料館建設審議会設置条例の制定について、賛成の討論を行います。

先ほどの討論を聞いて、もっと議会とは何かということを考えていただきたい。これは、歴史資料館建設の反対、賛成を問うているものではなくて、執行権者、つまり町長の権利として設置できる審議会です。私は、歴史資料館の建設には基本的には賛成です。しかし、どのような資料館を建設するのか、その概要もわからないのに今の段階で賛成、反対はできません。資料館がなぜ必要なのか、その規模は、どれだけの経費をかけ、どのようなコンセプトのもと資料館なのか、何も構想概要がわからないのに賛成、反対はできません。それをやることこそ議員として無責任過ぎる行為で、この審議会の設置は、まさにこのような疑問に対応するために町長の権利として審議会を設け、諮問し、答申を得る、その審議会の設置条例なわけです。しかし、これを否定することは、執行権や議論を無視し、反対ということになります。

そもそも審議会の設置については、地方自治法の第 138 条の 4 の第 3 項で、一部割愛しますが、普通地方公共団体は執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会その他の審査、諮問または調査のための機関を置くことができると明記されております。また、自治法第 202 条の 3 の第 1 項で、審議とは執行機関の諮問に応じて調べ、論議するとも解されております。このように、審議会の設置は執行権者町長の権利であり、町長の附属機関、諮問機関として位置づけられるものであります。

しかし、その設置は、その目的によっては議会に問わず、要綱によって設置されるケースもありますが、条例で定めるところとなっております。その意図は、自治法の第 202 条の 3 の第 2 項や地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号、そして自治法第 203 条によって、報酬及び費用弁償について規定する必要があるため条例を制定するのだと理解もできます。また、組織的にも明確にする意図もあります。つまり、委員構成なり報酬が適当かどうか、それを判断するために条例化をするわけであり、このように、私たち議員は、なぜ条例で制定するのかの意味も十分理解しなければなりません。

町長が審議会に、歴史資料館建設を私はこう考えるが、あなた方はどう考えますか、建設するならどのようなものが志免町にとってベターですかとか、こういうことを諮問して、それを受け、調査、議論した結果を町長に答申し、これをもとに執行機関がいろんな議論を重ね、案をまとめ、町民や議会にどうですかと問うてくるわけです。

しかし、今回付託された総務文教委員会での審議の議論は、歴史資料館建設そのものに対する反対や、「早急過ぎる」とか、また審議会でも調べ、論議する中身について想定をして反対とかという意見もあります。また、町民の意見を広く聞くべきとの意見もありますが、その意見を聞くにも、どんな資料館を考えているのか、その

概要も基本的になる考え方も姿も何もなしで、町民に何を問えるのですか。

また、初めから多くの町民が住民参画の名のもとに加わればとの意見もありますが、多数となればいろんな考えがあり、過去の事例を見ても意見の集約は絶対に無理なことは明白であります。政策立案、執行機関の代表である町長がその思いを持ち、行政内部で議論し、広く町民や外部の意見を聞くために審議会を立ち上げ、諮問する当然の権利、それも行政が政策を煮詰めていく過程の入り口である現段階で、二元代表制の一方である議会がこれを否決、否定するということは前代未聞であり、執行権の侵害であります。

議会は、予算を含め、議会に問うてきたときにしっかり調査、審査を行い、その内容に賛成するなり反対するなり修正するのが議会に与えられた責務であり、権利だと思います。

これらをわかりやすく家庭に例えると、例えば賃貸に住んでいる家族で旦那さんが、つまり町長が家を建てようと強い思いがあったときに、家計簿を握る奥さんや親、子どもたち、つまり家族、これが議会ですよ、その家族に相談しようとするとき、奥さんや家族皆が頭から旦那さんの話を何も聞かないと、反対すると。こんな状態の家族がベターですか。議会でも歴史資料館を建設すべきとの声が以前から出されておるわけで、それを受け、町長が検討に踏み切ったわけであります。旦那さんも、財政面や規模などいろんな調査や計画を、住宅建設業者や銀行などの関係業者、これらが審議会ですよ、これらに相談をして、ある程度見込みを立てて、そして家族に投げかけ、初めてみんな、ああだこうだ、と議論し、やめようとか、少し小さくしようとか、これでいこうとか、そう決めるわけです。このとき、旦那さんの考える権利を誰も侵害したり束縛したりすることはできません。

旦那さんが家を建てようと投げかけたときに、逆に何の計画も根拠もなかったら奥さんや家族から叱責されるでしょう。初めからみんなで考えたらよいと言っておりますけども、執行権者である父親の威厳はいろんな意味でなくなります。また、議会は行政に対して、政策立案能力をもっと上げよう、上げようと言っております。しかし、このことは上げようとする行為を逆に否定することになります。どうか、二元代表制のお互いの権利、ルール、議会の役割、議会の威厳をもっとよく理解していただき、歴史的にも町民からも他自治体からも笑われるような、執行権者、町長の権利を議会が侵害する決定をしてはなりません。議会はしっかり調査研究し、建設の有無を決定する段階で粛々と威厳を持って賛否を含め対処すべきだと申し上げ、執行権者、町長の権利である審議会の制定条例に議員各位の良識をもって賛成いただくことを心から願い賛成討論といたします。